

「令和8年度福岡県中高年就職支援センター事業」
企画作成仕様書

1 委託業務名

令和8年度福岡県中高年就職支援センター事業

- I 福岡県中高年就職支援センター事業個別就職相談等業務
- II 福岡県中高年就職支援センター事業（就職氷河期就職支援強化事業）業務

2 目的

福岡県中高年就職支援センター（以下「中高年センター」という。）において就職支援専門員（以下「アドバイザー」という。）による求職者の状態に応じたきめ細かな個別就職相談を行うことにより、中高年求職者の就職を支援するとともに、遠方で中高年センターを利用できない求職者に対しても同様の支援サービスを提供できるよう県内で出前相談を実施することで県内の雇用の安定に寄与する。

また、個別就職相談だけではなく、各種セミナーを通じた就職活動に関する基礎知識の付与、さらには事業主向けの個別相談やハローワークと連携したマッチング支援、面接会等の実施により、求職者の応募機会の確保、早期就職の実現を目指す。

更に、就職氷河期世代（令和8年4月1日時点で40～55歳程度の方）を中心とする不本意非正規雇用又は長期無業の方の正規就職を支援する「就職氷河期就職支援強化事業」をセンター事業と合わせて実施する。

なお、中高年センター事業の概要については、次によるほか別添チラシ及び中高年センターホームページを参照のこと。

3 業務内容

福岡県及び「令和8年度福岡県中高年就職支援センター事業総括・コーディネート等業務」受託者（以下「事業総括等業務受託者」という。）の指導・助言のもと、次の業務を実施すること。

I 「令和8年度福岡県中高年就職支援センター事業個別就職相談等業務」

（1）個別就職相談

求職者の就職活動に対して、アドバイザーによる就職相談、モチベーションの維持・向上及び意識改革によるミスマッチの解消など、担当制による求職者の状態に応じたきめ細かな個別就職相談を中高年センター内で実施する。

【業務の内容】

- ・求職者の特性・状態（ニーズ）の把握（聞き取りのほかアンケート調査等により実施し、内容については、福岡県と協議して定める）
- ・自己理解、仕事理解、キャリアの棚卸し、労働市場理解、希望条件設定及び目標設定に係る支援
- ・支援計画作成、相談記録作成・整理
- ・応募書類作成指導、面接練習、入社準備指導
- ・求職活動に向けてのモチベーションの維持・向上
- ・求職者への求人情報の提供
- ・求職活動状況の把握・フォロー
- ・採否確認、不採用の場合の原因分析と課題・問題解決支援
- ・職場定着に向けたフォローアップ
- ・国や県が実施するリスクリング事業の情報提供
- ・その他中高年の就職促進に資する取組みなど

【実施場所、時間、配置数】

- ・「中高年センター」（福岡市博多区博多駅前1丁目1番33号はかた近代ビル5F）を拠点とする。
- ・実施日等：月～金（祝日、12月29日～1月3日を除く）の9時30分～18時00分まで
- ・夜間・休日実施日等：完全予約制で毎月各2回、福岡市内で実施
平日18時00分～20時00分まで、休日13時00分～17時00分まで
※予約状況次第で開催の有無、時間の変更をしても差し支えない
- ・相談窓口を3ブース以上設け、ブース毎にアドバイザーを配置する。
なお、1名は6の業務責任者が兼務して差し支えない。
また、本仕様書の他の業務と兼務する場合にあっては、福岡県と協議して定めることとする。
※セミナー講師等を兼務する場合のセミナー開催日の業務従事時間は、相談窓口を2ブースとしても差し支えない。

【支援期間等】

- ・概ね3か月以内の早期就職を目指す。
- ・就職後3か月の期間は就職者の求めに応じて個別相談など職場定着支援を行う。
- ・就職して概ね3か月後に定着状況の調査を行うこととし、離職している場合は、本人の意向を踏まえた上で再支援を行う。
- ・定着状況の調査については、その結果を福岡県及び事業総括等業務受託者に報告することとし、調査内容については、福岡県と協議して定めることとする。

【ハローワークとの連携】

- ・中高年センターは、福岡県と国とが共同で運営する一体的実施事業施設であるため、ハローワークとの連携が業務運営の基本となること。
なお、一体的実施事業の概要は、厚生労働省ホームページに掲載されているので参考にすること。
- ・中高年センターでは、個別就職相談、各種講座、職業紹介をワンストップで実施しており、福岡県とハローワーク相互の求職者の円滑な誘導、求職者情報の共有等、業務の円滑な運営が図られるよう、ハローワークとの情報交換の場を積極的に設定する。

【目標】

- ・新規登録者数 1,000名以上
- ・就職率 63%以上（就職者数／新規登録者数）

(2) 出前相談

中高年センターを利用できない求職者のために、県内のハローワークや市町村等に出向いて担当制による個別就職相談（定期的に実施する出前相談）を実施する。

なお、県、市町村及び企業等からの開催要請に応じた「臨時出張相談会」も実施する。

【業務の内容】**(1) 個別就職相談に同じ****【実施場所、時間、配置数】**

- ・定期的に実施する出前相談は、県が指定する県内18箇所で実施する。
なお、原則として令和7年度に出前相談を実施しているハローワーク及び市町村等とするが、変更する場合があること。
また、令和7年度の実施箇所は、別添チラシを参照のこと。
- ・各実施場所での実施回数は、提案者の提案回数を基に県と協議し決定する（祝日及び12月29日～1月3日を除く）こととし、そのうち年4回は土曜日に開催すること。
なお、土曜日に開催する相談会場については受託業者が準備すること。

※県からの予約であれば会場の減免を受けられる場合は、県に協議して構わない
また、各実施場所で実施する曜日については、福岡県が別途示すこととする。

- ・実施時間：提案者の提案を基に県と協議し決定する。
- ・出前相談の各実施場所へはアドバイザーを各1名以上配置する。
また、当該アドバイザーが本仕様書の他の業務を兼務する場合は、福岡県と協議して定めることとする。

【支援期間等】

- ・概ね3か月以内の早期就職を目指す。
- ・就職後3か月の期間は就職者の求めに応じて個別相談など職場定着支援を行う。
- ・就職して概ね3か月後に定着状況の調査を行うこととし、離職している場合は、本人の意向を踏まえた上で再支援を行う。
- ・定着状況の調査については、その結果を事業総括等業務受託者に報告することとし、調査内容については、福岡県と協議して定めることとする。

【ハローワークとの連携】

- ・出前相談についても3　I　(1) における一体的実施のスキームに準じて、ハローワークと連携した業務運営が必要となる。
- ・出前相談においても、3　I　(1) と同様に、福岡県とハローワーク相互の求職者の円滑な誘導、求職者情報の共有等、業務の円滑な運営が図られるよう、出前相談実施ハローワークとの連携体制の構築に努めること。

【移住・定住相談会等における就職相談】

- ・福岡県が出演する東京や大阪等で開催される移住・定住を目的とした相談会やセミナーにおいて、アドバイザー又は6の業務責任者が出前相談（労働市場情報の提供や個別就職相談等）を実施し、福岡県での就職を支援する。

なお、移住・定住相談会等に係る旅費は福岡県が負担するので、本事業の必要経費として計上しないこと。

【目標】

- ・支援者数 1,500名以上
- ・就職率 63%以上 (就職者数／新規登録者数)

(3) セミナーの開催

＜主旨＞

求職活動期間が長期化している方、正規雇用に結びついていない不本意非正規雇用の方等の早期就職決定に資するため、就職決定の妨げとなっている要因の解消に資するセミナーを実施する。なお、外部講師を活用しても差し支えない。

【セミナー科目】

セミナー名	内容
就職基本セミナー	就活の基本や、就活がうまくいかない人に共通する注意点等を紹介
職種セミナー	中高年の採用に積極的な（就職しやすい）職種を紹介する
リスキリングセミナー	職業訓練校や教育訓練等、リスキリングによる資格取得と就職可能な職種を紹介
ライフプランセミナー	老後リスクに備えた支出と収入（キャリアアップ）の見直しを行う
自由提案	（上記の主旨に即したテーマを選定）

※上のセミナーのいずれかに、非正規から正規になったロールモデルとの交流会を含めること

【セミナー内容】

- ・上の表に指定する内容のセミナー及び提案者からの自由提案による中高年の就業に資するセミナーを実施すること（実施回数についても提案すること）。
- ・可能な限りロールプレイングなど実践的な内容も盛り込むこと。
- ・受講者自身が仕事理解を深め、自ら適切に職種選択ができるようになることを本セミナー実施の目標とし、講師の考え方を受講者に押し付けるような発言、内容にならないように留意する。

【受講者の確保】

- ・ハローワーク、市町村等に対して受講者の誘導を積極的に働きかけるとともに、あらゆるツールを活用して受講者の確保を図る。

【セミナー受講後の就職支援等】

- ・セミナー受講者については、積極的に3　I　(1) 及びI　(2) の個別就職相談や、3　IIの各種事業への誘導を図る。
- ・セミナー受講後は、個別就職相談時や電話、アンケート等により就職状況の把握を行うこと。

【セミナー資料等】

- ・セミナー資料、内容については、福岡県と協議して定めることとする。

【実施場所等】

- ・具体的な実施場所は福岡県と協議して定めることとする。
なお、会場については受託業者が準備すること。
また、令和7年度の実施箇所は、別添チラシを参照のこと。

【目標（受講者数）】

- ・セミナー各回　20名以上

(4) 事業主向け個別相談の実施

事業主向けに中高年者的人材活用に関する個別相談を予約制で実施する。

【個別相談の内容】

- ・中高年センター内において、事業主を対象とした個別相談を実施する。
- ・相談は事前予約制とし、1回あたりの相談時間は1時間以内とする。
なお、相談への対応は3　I　(1) で配置されるアドバイザーや6の業務責任者が行うこととし、場所は個別就職相談ブースを使用する。
- ・人材確保に苦慮している事業主に対し、中高年の雇用状況、中高年を活用する場合のメリット、中高年の有効活用事例等の情報を提供する。

II 福岡県中高年就職支援センター事業（就職氷河期就職支援強化事業）業務

就職氷河期世代を中心とする幅広い世代のうち、特に、不本意に非正規雇用として働く方の支援を、「I 福岡県中高年就職支援センター事業個別就職相談等業務」と組み合わせ、パッケージ化して提供する。

(1) 事業の流れ**①キャリアカウンセリング**

I　(1) 及び(2)の事業と合わせ、対象となる求職者の経歴や希望等を聞き取る等により、アセスメントを実施。支援の方向性や②以降の各就職支援から適切なメニューを組み合わせた支援計画を策定すること。

②セミナー

支援計画を基に、I (3) で実施するセミナーへの誘導を行う。

③職業体験付き合同会社説明会の開催

就職氷河期世代の求職者の身近な地域での就職と、地元企業の人材確保支援の両方の観点で地域の特色に応じた分野の企業を集めた形で、県内4地域（福岡、北九州、筑後、筑豊）で職業体験つきの合同会社説明会を開催すること。なお、合同会社説明会の業務担当者を1人以上配置すること。

【実施場所・回数等】

- ・県内4地域（福岡、北九州、筑後、筑豊）において、各1回年4回実施すること。また、1回当たりの時間は概ね3時間程度とすること。

【実施規模】

- ・1回当たりの参加企業数は24社程度とし、就職氷河期世代の正規雇用に關心のある企業を選定すること（なお、就職氷河期世代以外の求職者についても参加できるようにすること）。
- ・出展する企業は可能な限り業種の異なる企業を選定し実施すること（なお、II④の有償インターンシップ事業の実施企業の出展を優先し、説明会からインターンシップへの誘導を行うこと）。
- ・出展企業には職業体験の実施の協力を求め、様々な業界を知る体験ブースを企画すること。体験が難しい業態にあっても、業務で使用する機材やサンプル類を展示する等、仕事の現場の一部に触れる機会を提供できること。
- ・出展する業種に関連する資格や職業訓練の情報を提供する県ベースを設置すること。
- ・中高年世代の集客に資するミニイベント（講演会等）を企画、実施すること。

【実施分野】

- ・就職氷河期世代の求人が多い建設、介護、保安、農業等をはじめ、求職者のニーズと、人材不足分野等の地元企業の人材確保の両方の観点で企業を選定し、実施すること。

【目標】（4地域計）

- ・参加企業数 96社以上
- ・参加求職者数 400人以上（就職氷河期世代以外の求職者を含む。）

【その他】

- ・説明会終了後は参加者、企業に進路状況の聞き取りを行い、説明会の成果を把握すること。

④有償のインターンシップの実施

就職氷河期世代の求職者の身近な地域での就職と、地元企業の人材確保支援の両方の観点で、就職氷河期世代を中心とする求職者の正規での採用を現に検討している企業において、求職者に賃金を支払う有償のインターンシップを実施する機会を提供すること。なお、業務担当者は支障がない限りII③と兼務として差し支えない。

【実施方法】

- ・1企業1日あたり最低3～4時間程度、最大で3日間のインターンシップとする（1日当たりの時間数を3時間未満に減らすことは不可。企業や求職者の希望において日数の短縮は可）
- ・受託者から求職者に対し、インターンシップ参加費（1人1日につき定額5,000円）を支払うこと。
- ・インターンシップ開始前に、受託者において参加者の損害保険に加入すること（求職者に負担を求めてはならない）。
- ・インターンシップの受け入れにあたっては、受託者、受入れ企業、求職者の三者間で覚書等を事前に交わし、インターンシップを実施すること。

- ・本事業は有料職業紹介事業に該当するため、受託者は福岡労働局等と協議の上、中高年就職支援センターにおける有料職業紹介事業の許可を得ること。
- ・労働基準法や職業安定法をはじめ、国家資格や法定研修等が必須な業務に従事させないなど各職種に応じた法令の遵守を徹底すること。
また、簡易な業務を選定することとし、高所作業や重機・解体、採掘等の危険を伴う業務をさせることがないよう実施内容について、事前に企業と十分な調整を行うこと。

【実施規模】

- ・就職氷河期世代の求人が多い介護、保安、サービス、農業等をはじめ、求職者のニーズと、人材不足分野等の地元企業の人材確保の両方の観点で企業を選定し、実施すること。
- ・インターンシップ実施企業については、県内広域で、地域・職種ともに幅広く公募すること。
- ・一人の求職者が複数の企業のインターンシップに参加することは可能だが、県では延べ600人日の予算を確保しているため、予算の範囲内で事業を実施するとともに、多くの求職者が参加の機会を得られるよう調整すること（なお、インターンシップ参加費について、事業終了後には参加人日数に応じた精算を行うこととし、不用額については県に請求することができない。また、概算払いにて実施した場合は、参加人日数に応じた精算を行い、不用額を返還すること。）。

【目標】（4 地域計）

- ・参加企業数 200社程度で参加者600人日

【その他】

- ・インターンシップ終了後は参加者、企業に進路状況の聞き取りを行い、説明会の成果を把握すること。

⑤求人情報の提供及びハローワークへの誘導

I (1) の業務と一体的に実施

⑥履歴書、面接指導

I (1) の業務と一体的に実施

⑦定着支援

I (1) の業務と一体的に実施

(2) 広報について

(1) の①～⑦の事業をひとまとめにし、中高年の正規就職に向けた就職支援パッケージとしてチラシ、SNS広告、リストティング広告、特設ホームページ（ランディングページ）を含む広報を実施すること。

(3) 実績の報告

本事業の支援対象者については、II (1) の①～⑦の各種事業の参加状況及び進路決定の状況について取りまとめの上、県に報告すること。

(4) 目標

IIの業務全体の目標として、就職氷河期世代の利用者の正規での就職件数150件とする

III 共通業務内容

(1) 周知・広報

県内4地域の実情に応じて、事業総括等業務受託者を始めとする関係機関と連携の上、周知・広報に努めること。

(2) その他の業務

I、IIのほか、中高年の就職促進に資する業務については積極的にこれに取り組むこととし、業務内容等については福岡県と協議して定めることとする。

4 支援対象者

中高年世代（おおむね40歳から64歳まで）の求職者及び、県内に就業場所のある事業主とする。

※当該年齢の範囲を超える求職者の参加を妨げるものではない

※ただし、中高年世代に該当しない40歳未満の若者や、65歳以上の高齢者のみに限定した事業や広報を行うことは不可

5 業務実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

6 実施体制

業務の進行管理及び福岡県（就職支援課）との連絡調整にあたるため、業務責任者を配置すること。

7 効果検証等

福岡県及び事業総括等業務受託者と協議の上、次の業務を実施すること。

(1) 求職者の登録時の状況及び就職時の状況把握・分析

求職者の登録時の状況（就業の有無、直前の雇用形態、在職者の雇用形態等）及び就職時の状況（産業・職種、雇用形態、就職に要した期間等）を把握・分析し、業務の効果検証を行うこと。

(2) アンケート調査等

各支援メニューについて、求職者に対するアンケート調査等を行い、求職者の意見を把握・分析し、業務の効果検証を行うこと。

(3) 本事業へのフィードバック

上記（1）及び（2）の検証結果については、福岡県と協議の上で積極的に各支援メニューに反映し、必要であれば随時改善するなど弾力的な業務運営を行い、目標管理・達成に努めること。

8 実績報告等

(1) 定期報告

毎月の実績を、翌月5日までに事業総括等業務受託者に報告すること。

なお、具体的な内容については、求職者の登録時の状況（就業の有無、直前の雇用形態、在職者の雇用形態等）及び就職時の状況（産業・職種、雇用形態、就職に要した期間等）が把握できるよう、福岡県と協議して定めることとする。

(2) 随時報告

本業務の実績、進捗状況、業務運営に当たっての課題・問題点等について、福岡県からの求めに応じて随時報告すること。

(3) 実績報告書等

令和9年3月31日までに福岡県に次の書類を提出すること。
 なお、「イ 実績報告書」は事業総括等業務受託者にも提出すること。

- ア 委託業務完了報告書
- イ 実績報告書（アンケート調査・分析結果を含む）
- ウ 収支精算書（関係帳簿等支出証拠書類を含む）

(4) 検査等

委託契約の適正な履行確保のため、必要に応じて福岡県が検査等を行うとともに、事業総括等業務受託者がその補助を行うこととしているので、適切に対応すること。

(5) 個人情報チェックリストの提出

個人情報取扱特記事項の遵守状況を確認するため、別添「委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト」により自己点検を行い、令和8年4月28日（金）までに「委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト」及び「委託先における個人情報の取扱状況チェックリストに係る改善策」を福岡県に提出すること。

9 再委託について

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、一部の処理を第三者に委託することについて、あらかじめ福岡県から書面による承認を得た場合は、この限りではない。

なお、再委託業者と研修会等を実施し、再委託先した事業についても進捗管理の徹底及び相互連携を図り、中高年センター事業として一体的な運営を図ること。

10 苦情対応体制の整備

- (1) 業務の実施に係る苦情対応体制を整備し、業務開始前に書面により福岡県に報告すること。なお、苦情対応体制の整備に当たっては、苦情対応責任者（正・副）、報告・連絡体制を盛り込むこと。
- (2) 業務の実施に当たって、苦情等が発生した場合は、速やかに福岡県及び事業総括等業務受託者に報告の上、対応について協議するとともに、苦情等の申出者に対しては誠実な対応に努めること。
- (3) 苦情対応を行った場合は、その経過、対応策及び今後の業務改善策や問題・課題解決策を取りまとめ、文書により福岡県に速やかに報告すること。

11 事業の円滑な引継

次年度本事業へ参加しない場合など、委託事業年度終了時に本事業実施団体に変更が生じる場合を踏まえて、円滑に次年度の事業が開始できるよう、福岡県の指示に基づき誠実かつ適切に事業の引継を行うこと。

12 受託者の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項（一般競争入札の参加者の資格）に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和元年5月21日1総厚第2932号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年10月19日福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

- (5) 福岡県内に事業所（支社・支店・営業所の別を問わない）を有する事業者であること。
- (6) 有料職業紹介事業の許可を受けていること。（※マネキン・家政婦等に限定した許可を除く。）
- (7) 事業の実施に当たって、福岡県からの求めに応じて、事業効果を高めるために必要な業務改善への積極的な取り組みや業務手法の変更、事業の進捗管理に必要な資料提供などに誠実かつ確実に対応できる者であること。

13 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 支援対象者は、これまで民間等における就職支援サービスを利用したことがないなど、就職活動を進める上で十分な情報や知識を持っていない場合もあるため、懇切、丁寧な支援に努めること。
- (2) 支援者に対する指導に際しては、個人の人格を尊重し人権を損なうことがないよう留意すること。
- (3) 職業選択の自由を尊重し、来談者中心の支援に努めること。
- (4) アドバイザーのノウハウの蓄積、質的向上を図るための研修・勉強会等を適宜実施すること。
- (5) 業務の実施に当たっては、労働関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。
- (6) 業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。
- (7) 本委託業務のそれぞれの業務において、求職者等の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用すること。
- (8) 本業務に従事する者は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないことはもとより、本業務に従事する者でなくなった後においても、同様とすること。
- (9) 各業務に係る目標値については、業務の進捗状況等を踏まえて変更する場合があること。
- (10) 業務の実施に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づく「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」（平成28年1月29日福岡県訓令第1号）が定めるところにより、障がいのある方が社会的障壁を取り除くことを必要としている場合においては、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を誠実に行い、その社会的障壁の除去に可能な限り努めなければならない。
- (11) 受託者は、本業務への参加者や参加企業から手数料などの利益を得てはならない。
- (12) 本業務により得られた成果は、福岡県に帰属するものとする。
- (13) 本業務の成功に向けて、福岡県への改善提案を隨時行うこと。
- (14) 福岡県が事業の運営上必要な措置を講ずるべき事案が発生したと判断した場合は、受託者は、福岡県の指示に基づき迅速かつ適切に対応しなければならない。
- (15) その他、必要に応じて福岡県と協議を行うこと。